

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和7年6月16日

担当課・室の長殿

照会者名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

行政書士 鈴木隆広

住所 神奈川県横浜市都筑区池辺町 3573-2-301

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

貨物自動車運送事業法第65条の2

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

横浜市の委託を受けて家庭ごみ（一般廃棄物の可燃ごみ）をバッカー車（塵芥車）で収集している事業者であり、それ以外の事業は行っておりません。弊社は貨物自動車運送事業法許可を取得しなければならないのでしょうか。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

自社で廃棄物の廃棄物処分施設は保有していないので、平成10年3月25日国土交通省事務連絡文書「廃棄物処理法と自動車運送事業法との関係」によると貨物自動車運送事業許可が必要と理解していますが横浜市からは当該許可を求められていないので許可を受けていません。令和7年6月11日に交付された改正貨物自動車運送事業法にて追加された第65条の2を素直に読むと弊社に依頼している横浜市は第65条の2違反となります。今までは無許可事業者への委託行為について明確な罰則がなかったために貨物自動車運送事業許可を求められなかったのが、今回の改正によりさすがに弊社



が貨物自動車運送事業の許可を取らないと横浜市からの委託を受けられなくなると考えています。この場合、横浜市は貨物自動車運送事業法第 65 条の 2 の違反事業者となりますか？当社だけが貨物自動車運送事業許可を取ったとしても、横浜市から委託されている全事業者が貨物自動車運送事業許可を取得しないことにより、もし横浜市が違法事業者となってしまうのであれば当該事業者も違法事業者から委託を受けるわけにもいかないのでは死活問題です。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

とくにありません

5. 連絡先

電話 045-932-3722（平日午前のみ）

メール suzuki@unsapo.com